



企業のマイカー通勤推奨をサポートする自動車保険の販売開始について

2020年7月17日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(社長:金杉 恭三)は、企業の従業員が業務または通勤でマイカーを運転中に事故を起こし、使用者である企業が法律上の損害賠償責任を負う場合に、企業の自動車保険で補償する「従業員等使用自動車企業賠償特約(業務・通勤)」を7月17日から販売します。

1. 背景

従業員の業務または通勤でのマイカー使用については、万が一の事故の際に、使用者である企業にも損害賠償責任が及ぶ可能性が高いことから、従業員への任意自動車保険加入の義務付けやその補償額の確認など、企業としても対策を講じています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、公共交通機関の利用を避け、マイカー通勤を推奨する企業が増える中、従業員の自動車保険に対する確認を十分に実施できていないまま、マイカー通勤を推奨してしまう企業の増加が懸念されます。

当社は、このような環境の変化の中においても、企業とその従業員をサポートし、同時に被害者救済という保険会社の社会的役割を果たすべく、従業員が業務または通勤でのマイカー運転中の事故について、企業が損害賠償責任を負う場合のリスクを補償する「従業員等使用自動車企業賠償特約(業務・通勤)」を開発しました。

2. 商品(特約)の概要

対象契約	自動車保険(フリート契約) ^(注)
補償内容	企業の従業員が業務または通勤でマイカーを運転中に事故を起こし、使用者である企業が法律上の損害賠償責任を負う場合に、従業員が自動車保険に未加入または加入している自動車保険の補償が不十分であったことによる不足分を補償
お支払いする保険金	対人賠償保険金・対物賠償保険金

(注) 所有・使用する自動車が10台以上のご契約

3. 今後の展開

当社は、企業を取り巻くリスクの変化とそれに伴うニーズをいち早く捉え、お客さまにより一層安心・信頼いただける保険商品・サービスの開発を進めていきます。

以上

当社は、社会との共通価値を創造し、目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を実現するため、SDGs(持続可能な開発目標)を道しるべとし、地域の皆さまに貢献する活動を行ってまいります。

